

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令の概要

趣旨

第196回国会（常会）で成立した「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が処理する事務等に関し必要な規定の整備を行う。

概要

1. 認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる事務の内容等の追加

文化庁長官の権限に属する事務のうち、認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる事務の具体的な内容及び事務の実施主体を規定するとともに、これらの事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合の手続（都道府県への協議・認定市町村の同意・官報告示）等について、所要の規定の整備を行う。

【認定市町村が行うこととすることができる事務】

- ①次に掲げる重要文化財の現状変更等の許可、取消し、停止命令
 - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- ②重要文化財の調査（①の現状変更等の許可の申請に係るものに限る。）
- ③重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可、取消し、停止命令（公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

※現在中核市まで移譲されている事務（第5条第3項各号）と同一の内容

【認定市町村である町村が行うこととすることができる事務】

- ①次に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、取消し、停止命令
 - イ 小規模な仮設建築物の新築、増築又は改築など、区域内の史跡名勝天然記念物に共通して想定される一定の行為
 - ロ 認定市町村である町村の教育委員会が個別の史跡名勝天然記念物に係る管理のための計画を定めた区域のうち、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域におけるもの
- ②史跡名勝天然記念物の調査及び調査のため必要な措置の施行（①の現状変更等の許可の申請に係るものに限る。）

※現在市まで移譲されている事務（第5条第4項各号）と同一の内容

2. 首長部局への事務の移管に伴う規定の整備

条例の定めるところにより首長が文化財の保護に関する事務を管理・執行することとされた地方公共団体については、文化財保護法施行令その他の関係政令において教育委員会が行うこととされている事務を首長が行うこととする等の所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

平成31年4月1日（改正法の施行の日）

政令第十八号

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条第一項及び第百八十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第一条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「教育委員会」の下に「法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が」を加え、「あつては、」を「あつては当該」に、「とし、」を「とする。」に、「単に「教育委員会」という」を「同じ」に改め、同条第三項中「教育委員会」を「市町村の教育委員会」に改め、「基準（」の下に「特定地方公共団体でない」を加え、同項第七号中「地貌」を「地貌^{ぼう}」に改め、同条第五項及び第六項中「あらかじめ、」の下に「市町村の」を加える。

第五条第一項中「教育委員会」の下に「（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「」が「を」（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）」が「に改め、同条第三項中「」が「を」（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）」が「に改め、同項第一号中「第四十三条」を「第四十三条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「管理団体（以下この条）」の下に「及び次条第二項第一号イ」を、「計画（以下この条）」の下に「並びに次条第二項第一号イ及びハ」を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に、「同号ヌ」を「第一号ヌ」に、「」が行う」を「（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）」が行う」に改め、同項第一号中「第二百二十五条」を「第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項」に改め、同号ヲ中「町村の区域」の下に「（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）」を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に改める。

第七条中「事務は」を「事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定

市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公

共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができ
る事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三
条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理
団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区
域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り
、同項第一号イからイまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域
内において行われるものに限る。）

ロ 前条第四項第一号又に掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の
特定区域内に存する場合に限る。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

二 法第三百三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規

定によりその事務の全部又は一部を行つてゐるものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

る。

8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会に
ついての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「
属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同
条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の
」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

（地価税法施行令の一部改正）

第二条 地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第二号ロ中「が文化財保護法第九十条第一項」を「（当該都道府県が文化財保護法第
五十三条の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、
当該都道府県の知事。以下この号において同じ。）が同法第九十条第一項又は第二項」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第三条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「が行う」を「（当該認定町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該認定町村の長。以下この条において同じ。）が行う」に改め、同項第一号中「（昭和二十五年法律第二百十四号）」を削り、同条第二項中「都道府県の教育委員会」の下に「（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。第五項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の項中「事務」の下に「並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているもの」を加える。

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第十八号） 新旧対照表

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第一条関係）	1
○地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）（第二条関係）	10
○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（第三条関係）	12
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二項関係）	14

改正後	現行
<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が都市計画に定めた保存地区にあつては当該市町村の長及び教育委員会とする。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならぬものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>3 市町村の教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（特定地方公共団体でない市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地</p>	<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地</p>

貌^{ぼう}その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 (略)

4 (略)

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村の教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一・二 (略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九

貌^{ぼう}その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 (略)

4 (略)

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一・二 (略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）
を行うことを妨げない。

一〇五（略）

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行わ

一〇五（略）

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行わ

れ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三條第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ・ロ（略）

二・三（略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五條第一項に規定する管理団体（以下この条及び次條第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次條第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。

）に係る法第二百五條第一項並びに同條第三項において準用する法

れ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三條の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ・ロ（略）

二・三（略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五條第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。

）に係る法第二百五條の規定による許可及びその取消し並びに停止

第四十三條第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに
停止命令

イ〜ル (略)

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に
係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都
道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都
道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る
。又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である
町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものに
あつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指
定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は
市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に
限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会
の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案
して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 (略)

5〜9 (略)

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六條 法第百八十四條の二第一項の規定により認定市町村（法第百八十

三條の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを
除く。以下この条及び第八條において同じ。）の教育委員会（当該認定

市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長

命令

イ〜ル (略)

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に
係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都
道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都
道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る
。又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員
会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めて
いる区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもの
で、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が
指定する区域をいう。）における現状変更等

二 (略)

5〜9 (略)

(新設)

。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内におい

て行われるものに限る。)

ロ 前条第四項第一号又に掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)
及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限る。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならぬ。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

(出品された重要文化財等の管理)

第七条 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第八条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(出品された重要文化財等の管理)

第六条 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正後	現行
<p>（課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第二第五号に規定する政令で定める文化財は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 文化財保護法第五十七条第一項（有形文化財の登録）の規定により同項に規定する文化財登録原簿に登録された建造物である文化財（同法第二条第一項（文化財の定義）に規定する文化財をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 次に掲げるすべての要件を満たすものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した文化財</p> <p>イ 法別表第一第七号イに掲げる文化財と同等の価値があること。</p> <p>ロ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この号において同じ。）が同法第九十条第一項又は第二項（地方文化財保護審議会）に規定する地方文化財保護審議会に諮問してその保存及び活用を図るべきこととして</p>	<p>（課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第二第五号に規定する政令で定める文化財は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 文化財保護法第五十七条第一項（有形文化財の登録）の規定により同項に規定する文化財登録原簿に登録された建造物である文化財（同法第二条第一項（文化財の定義）に規定する文化財をいう。次号において同じ。）</p> <p>二 次に掲げるすべての要件を満たすものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定した文化財</p> <p>イ 法別表第一第七号イに掲げる文化財と同等の価値があること。</p> <p>ロ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文化財保護法第九十条第一項（地方文化財保護審議会）に規定する地方文化財保護審議会に諮問してその保存及び活用を図るべきこととして</p>

<p>4 6 (略)</p>	<p>4 6 (略)</p>
<p>ハ 条例の定めるところにより、当該文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととされていること。</p> <p>ニ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が当該文化財の保存及び活用に関し必要な勧告をすることができることとされていること。</p>	<p>ハ 条例の定めるところにより、当該文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととされていること。</p> <p>ニ 条例の定めるところにより、都道府県の教育委員会が当該文化財の保存及び活用に関し必要な勧告をすることができることとされていること。</p>

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法の規定による事務等）</p> <p>第六条 法第二十四条第一項の規定により認定町村の教育委員会（当該認定町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該認定町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。</p> <p>一 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（以下この項において単に「史跡名勝天然記念物」という。）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下この項において「現状変更等」という。）で次のイからニまでのいずれかに該当するもの（認定重点区域内において行われるものに限る。）について、同法第二百二十五条第一項から第四項までの規定による許可及びその取消しをし、並びに現状変更等の停止を命ずること。</p> <p>イ 二（略）</p>	<p>（認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法の規定による事務等）</p> <p>第六条 法第二十四条第一項の規定により認定町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（以下この項において単に「史跡名勝天然記念物」という。）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下この項において「現状変更等」という。）で次のイからニまでのいずれかに該当するもの（認定重点区域内において行われるものに限る。）について、同法第二百二十五条第一項から第四項までの規定による許可及びその取消しをし、並びに現状変更等の停止を命ずること。</p> <p>イ 二（略）</p>

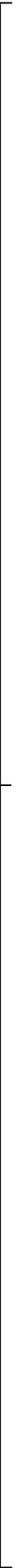
2 文化庁長官は、法第二十四条第一項の規定により前項に規定する事務を認定町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定町村の属する都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。第五項において同じ。）（文化財保護法施行令第五条第一項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限り。）に協議するとともに、当該認定町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

3
5 (略)

2 文化庁長官は、法第二十四条第一項の規定により前項に規定する事務を認定町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定町村の属する都道府県の教育委員会（文化財保護法施行令第五条第一項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限り。）に協議するとともに、当該認定町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

3
5 (略)

		改 正 後		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）	
(略)		(略)	政 令		
		文化財保護法施行令 （昭和五十年政令第 二百六十七号）	(略)	(略)	
		第五条第一項（第五号に係る部分を除く。 ）、第三項（第二号に係る部分を除く。） 及び第四項の規定により都道府県又は市が 処理することとされている事務並びに第六 条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事 務のうち同条の規定により認定市町村が処 理することとされているもの	(略)	(略)	
		現 行		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）	
(略)		(略)	政 令		
		文化財保護法施行令 （昭和五十年政令第 二百六十七号）	(略)	(略)	
		第五条第一項（第五号に係る部分を除く。 ）、第三項（第二号に係る部分を除く。） 及び第四項の規定により都道府県又は市が 処理することとされている事務	(略)	(略)	



重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令の概要

趣旨

第196回国会（常会）で成立した「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、（1）所有者等による保存活用計画の認定の申請、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の認定の申請、（3）文化財保存活用支援団体の指定等に関して、必要な事項を定めるもの。

概要

1. 保存活用計画の認定の申請

（1）保存活用計画の認定の申請に関する事項（第1条及び第2条等関係）

保存活用計画の認定の申請は、文化庁長官への申請書の提出によって行うこととし、申請書の様式及び添付書類を定める。

（2）保存活用計画の記載事項（第3条等関係）

文化財類型に応じ、保存活用計画に記載すべき事項を定める。

【重要文化財保存活用計画の場合】

- ①保存活用計画の名称、②重要文化財の員数、③重要文化財の指定年月日及び指定書の記号番号、④重要文化財の所有者の氏名又は名称及び住所、⑤管理責任者の氏名又は名称及び住所、⑥管理団体の名称及び事務所の所在地 等

（現状変更等に関する事項を記載する場合）

- ①現状変更等を必要とする理由、②現状変更等の内容及び実施の方法、③所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに終了後復すべき所在の場所及び時期、④現状変更等の着手及び終了の予定時期

（修理に関する事項を記載する場合）

- ①修理を必要とする理由、②修理の内容及び方法、③所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに終了後復すべき所在の場所及びその時期、④修理の着手及び終了の予定時期

（重要文化財（建造物を除く）の公開を目的とする寄託契約に関する事項を記載する場合）

- ①公開及び保管の計画に関する事項、②公開を目的とする寄託契約の契約期間、③寄託先美術館の設置者の氏名、名称及び所在地

（3）保存活用計画の認定基準（第4条等関係）

保存活用計画に記載された内容及び文化財類型に応じ、保存活用計画の認定基準を定める。

【重要文化財保存活用計画の場合】

（現状変更等や修理に関する事項を記載する場合）

- ①内容及び実施の方法が明らかであること、②重要文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと、③重要文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと

（重要文化財（建造物を除く）の公開を目的とする寄託契約に関する事項を記載する場合）

- ①寄託を受けた重要文化財を適切に公開する旨の定めがあること、②寄託契約が5年以上有効であること、③所有者が寄託契約の解約の申入れをすることができない旨の定めがあること

（4）認定を受けた保存活用計画の変更（第6条等関係）

認定を受けた保存活用計画の内容を変更する際に、文化庁長官の認定が必要なものを定める。

【重要文化財保存活用計画の場合】

- ①所有者又は所在の場所の変更、②計画期間の変更、③現状変更等に関する変更、④修理に関する変更、⑤公開を目的とする寄託契約に関する変更、⑥重要文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

（5）現状変更等の許可の特例（第7条及び第8条等関係）

認定を受けた保存活用計画に記載した現状変更等や修理が終了した後、文化庁長官に提出する届出書の様式及び添付書類を定める。

2. 文化財保存活用地域計画の認定の申請

(1) 文化財保存活用地域計画の認定の申請に関する事項（第53条関係）
文化財保存活用地域計画の認定の申請は、文化庁長官への申請書の提出によって行うこととし、申請書の様式及び添付書類を定める。

(2) 文化財保存活用地域計画の記載事項（第54条関係）
文化財保存活用地域計画に記載すべき事項を定める。

- ①文化財保存活用地域計画の名称
- ②文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
- ③文化財保存活用地域計画の実施に当たって、文化庁長官の権限に属する事務のうち、市町村の教育委員会が行うこととするものがある場合には、当該事務の内容 等

(3) 認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（第55条関係）
認定を受けた文化財保存活用地域計画の内容を変更する際に、文化庁長官の認定が必要なものを定める。

- ①計画期間の変更
- ②市町村の区域内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ③文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

(4) 文化財の登録の提案（第56条関係）

文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が、登録文化財に登録することが適当であると思料する域内の文化財について登録の提案を行う際に、文部科学大臣に提出する提案書の記載事項及び添付書類を定める。

【提案書への記載事項】

- ①提案する文化財の名称
- ②提案する文化財の員数
- ③提案する文化財の所在の場所又は所在地
- ④提案する文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
- ⑤提案する文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設年代又は時代
- ⑥提案する文化財が建造物以外の有形文化財であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
- ⑦提案の理由
- ⑧提案する文化財が該当すると思料する登録基準並びにそれを示す文化財の特徴及び評価 等

3. 文化財保存活用支援団体の指定

(1) 文化財保存活用支援団体として指定することができる法人に準ずる団体（第57条関係）
市町村の教育委員会が、文化財保存活用支援団体として指定することができる法人に準ずる団体として、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他団体の組織及び運営に関する規約等を有しているものを定める。

(2) 文化財保存活用支援団体による文化財の登録の提案の要請（第58条関係）
文化財保存活用支援団体が、認定市町村の教育委員会に対し文化財の登録の提案をするよう要請する際に、認定市町村の教育委員会に提出する書類の記載事項を定める。

- ①登録の提案を要請する文化財の名称
- ②登録の提案を要請する文化財の員数
- ③登録の提案を要請する文化財の所在の場所又は所在地
- ④登録の提案を要請する文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
- ⑤提案の要請の理由 等

4. 施行期日

平成31年4月1日（改正法の施行の日）

○文部科学省令第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令を定める。

平成三十一年三月四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令

目次

第一章 重要文化財保存活用計画等の認定

第一節 重要文化財保存活用計画（第一条―第八条）

第二節 登録有形文化財保存活用計画（第九条―第十五条）

第三節 重要無形文化財保存活用計画（第十六条―第十八条）

第四節 重要有形民俗文化財保存活用計画（第十九条―第二十四条）

第五節 重要無形民俗文化財保存活用計画（第二十五条―第二十七条）

第六節 登録有形民俗文化財保存活用計画（第二十八条―第三十三条）

第七節 史跡名勝天然記念物保存活用計画（第三十四条―第三十九条）

第八節 登録記念物保存活用計画（第四十条―第四十五条）

第九節 国に関する特例（第四十六条―第五十二条）

第二章 文化財保存活用地域計画の認定（第五十三条―第五十六条）

第三章 文化財保存活用支援団体の指定（第五十七条・第五十八条）

附則

第一章 重要文化財保存活用計画等の認定

第一節 重要文化財保存活用計画

（重要文化財保存活用計画の認定の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十三条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による重要文化財（国宝を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしよう

とする者は、別記様式第一号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第一号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三条第二項において同じ。）に掲げる事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

ハ 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

ニ 申請者が管理団体であるときは、所有者の承諾書

ホ 管理責任者がある場合は、その承諾書

二 重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第二号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三条第三項において同じ。）に掲げる事項を記載している場合には、次に掲げる書

類、図面及び写真

イ 修理の設計仕様書又は計画書

ロ 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

ハ 申請者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

三 重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第三号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三条第四項において同じ。）に掲げる事項を記載している場合には、重要文化財（建造物であるものを除く。以下この号、第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項及び第五項並びに第六条第五号において同じ。）の所有者と寄託先美術館（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の六の七第二項第五号に規定する寄託先美術館をいう。以下同じ。）の設置者との間で締結された当該重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する契約書の写し

四 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あ

らかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(重要文化財保存活用計画の記載事項)

第三条 法第五十三条の二第二項第四号(法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 重要文化財保存活用計画の名称
- 二 重要文化財の員数
- 三 重要文化財の指定年月日及び指定書の記号番号
- 四 重要文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 申請者が管理団体であるときは、その名称及び事務所の所在地
- 七 その他参考となるべき事項

2 重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 現状変更等を必要とする理由
 - 二 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 三 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 四 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 3 重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 修理を必要とする理由
 - 二 修理の内容及び方法
 - 三 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 四 修理の着手及び終了の予定時期
- 4 重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第三号に掲げる事項を記載する場合には、次に掲げ

る事項を記載するものとする。

一 重要文化財の公開及び保管の計画に関する事項

二 重要文化財の公開を目的とする寄託契約の契約期間

三 重要文化財の公開を目的とする寄託契約を締結した寄託先美術館の設置者の氏名又は名称並びに当該寄託先美術館の名称及び所在地

(重要文化財保存活用計画の認定の基準)

第四条 法第五十三条の二第四項第四号(法第五十三条の三第二項(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。

二 重要文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと。

三 重要文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと(前号に掲げるものを除く。)

2 法第五十三条の二第四項第五号(法第五十三条の三第二項及び第七十四条の二第一項において準用す

る場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 修理の内容及び方法が明らかであること。

二 重要文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと。

三 重要文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと(前号に掲げるものを除く。)

3 法第五十三条の二第四項第六号(法第五十三条の三第二項及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 寄託契約において、寄託先美術館の設置者が寄託先美術館において寄託を受けた重要文化財を適切に公開する旨の定めがあること。

二 寄託契約が五年以上の期間にわたって有効であること。

三 寄託契約において、重要文化財の所有者が解約の申入れ(租税特別措置法第七十条の六の七第三項第七号に定める登録を取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合において、所有者が行うものを除く。第十二条第二項第三号において同じ。)をすることができない旨の定めがあること。

(重要文化財の価格の評価)

第五条 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画（法第五十三条の二第四項の認定（法第五十三条の三第一項の変更の認定を含む。）を受けた重要文化財保存活用計画をいう。第三項において同じ。）に記載された重要文化財について相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び第十三条第一項において同じ。）があつた場合において、当該相続又は遺贈により当該重要文化財を取得した個人から申請があつたときは、当該重要文化財の価格の評価を行うことができる。

2 前項の申請は、同項の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに別記様式第二号による価格評価申請書を文化庁長官に提出して行うものとする。

3 前項の価格評価申請書には、当該申請に係る重要文化財保存活用計画の認定に係る通知の写し及び当該認定重要文化財保存活用計画の写しを添えるものとする。

4 文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

5 文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、当該申請に係る重要文化財の価格の評価の結果を、別記様式第三号の評価価格通知書により通知するものとする。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の軽微な変更)

第六条 法第五十三条の三第一項(法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 重要文化財の所有者又は所在の場所の変更(所在の場所の変更については、法第三十四条本文(法第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならないものに限る。)

二 計画期間の変更

三 重要文化財の現状変更等(法第四十三条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第六十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。)に関する変更

四 重要文化財の修理(法第四十三条の二第一項の規定による届出又は法第六十七条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定による通知を行わなければならないものに限る。)に関する変更

五 重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する変更

六 前各号に掲げるもののほか、重要文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

(現状変更等の許可の特例の際の様式)

第七条 法第五十三条の四(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

(修理の届出の特例の際の様式)

第八条 法第五十三条の五(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、別記様式第五号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、修理の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

第二節 登録有形文化財保存活用計画

(登録有形文化財保存活用計画の認定の申請)

第九条 法第六十七条の二第一項の規定による登録有形文化財の保存及び活用に関する計画(以下「登録有形文化財保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第六号による申請書を文

化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 登録有形文化財保存活用計画に法第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図

ハ 申請者が管理団体であるときは、所有者の意見書

ニ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 登録有形文化財保存活用計画に法第六十七条の二第三項第二号に掲げる事項を記載している場合には、登録有形文化財（建造物であるものを除く。以下この号、第十一条第三項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第五項並びに第十四条第四号において同じ。）の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された当該登録有形文化財の公開を目的とする寄託契約に関する契約書の写し

三 その他参考となるべき書類、図面又は写真

(添付書類等の記載事項等の変更)

第十条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(登録有形文化財保存活用計画の記載事項)

第十一条 法第六十七条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録有形文化財保存活用計画の名称
- 二 登録有形文化財の員数
- 三 登録有形文化財の登録年月日及び登録番号
- 四 登録有形文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 申請者が管理団体であるときは、その名称及び事務所の所在地
- 七 その他参考となるべき事項

2 登録有形文化財保存活用計画に法第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項を記載する場合には、次に

掲げる事項を記載するものとする。

一 現状変更を必要とする理由

二 現状変更の内容及び実施の方法

三 登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所

四 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更すると

きは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期

五 現状変更の着手及び終了の予定時期

3 登録有形文化財保存活用計画に法第六十七条の二第三項第二号に掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の公開及び保管の計画に関する事項

二 登録有形文化財の公開を目的とする寄託契約の契約期間

三 登録有形文化財の公開を目的とする寄託契約を締結した寄託先美術館の設置者の氏名又は名称並びに

当該寄託先美術館の名称及び所在地

(登録有形文化財保存活用計画の認定の基準)

第十二条 法第六十七条の二第四項第四号(法第六十七条の三第二項において準用する場合を含む。)の文

部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 現状変更の内容及び実施の方法が明らかであること。

二 登録有形文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと。

三 登録有形文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと(前号に掲げるものを除く。)

2 法第六十七条の二第四項第五号(法第六十七条の三第二項において準用する場合を含む。)の文部科学

省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 寄託契約において、寄託先美術館の設置者が寄託先美術館において寄託を受けた登録有形文化財を適切に公開する旨の定めがあること。

二 寄託契約が五年以上の期間にわたって有効であること。

三 寄託契約において、登録有形文化財の所有者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。

(登録有形文化財の価格の評価)

第十三条 文化庁長官は、認定登録有形文化財保存活用計画（法第六十七条の二第四項の認定（法第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。）を受けた登録有形文化財保存活用計画をいう。第三項において同じ。）に記載された登録有形文化財について相続又は遺贈があつた場合において、当該相続又は遺贈により当該登録有形文化財を取得した個人から申請があつたときは、当該登録有形文化財の価格の評価を行うことができる。

2 前項の申請は、同項の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに別記様式第七号による価格評価申請書を文化庁長官に提出して行うものとする。

3 前項の価格評価申請書には、当該申請に係る登録有形文化財保存活用計画の認定に係る通知の写し及び当該認定登録有形文化財保存活用計画の写しを添えるものとする。

4 文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

5 文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、当該申請に係る登録有形文化財の価格の評価の結果を

、別記様式第八号の評価価格通知書により通知するものとする。

(認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の軽微な変更)

第十四条 法第六十七条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 登録有形文化財の所在の場所の変更（法第六十二条本文の規定による届出を行わなければならないものに限る。）

二 計画期間の変更

三 登録有形文化財の現状変更（法第六十四条第一項の規定による届出又は法第七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による通知を行わなければならないものに限る。）に関する変更

四 登録有形文化財の公開を目的とする寄託契約に関する変更

五 前各号に掲げるもののほか、登録有形文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

(現状変更の届出の特例の際の様式)

第十五条 法第六十七条の四の規定による届出をしようとする者は、別記様式第九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

第三節 重要無形文化財保存活用計画

(重要無形文化財保存活用計画の認定の申請)

第十六条 法第七十六条の二第一項の規定による重要無形文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要無形文化財保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

(重要無形文化財保存活用計画の記載事項)

第十七条 法第七十六条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 重要無形文化財保存活用計画の名称
- 二 重要無形文化財の指定年月日
- 三 その他参考となるべき事項

(認定を受けた重要無形文化財保存活用計画の軽微な変更)

第十八条 法第七十六条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 重要無形文化財の保持者について、その保持する重要無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと又は死亡したことに伴う変更

三 重要無形文化財の保持団体が解散（消滅を含む。）したことに伴う変更

四 前三号に掲げるもののほか、重要無形文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第四節 重要有形民俗文化財保存活用計画

（重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第十九条 法第八十五条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による重要有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十一号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 重要有形民俗文化財保存活用計画に法第八十五条の二第三項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第二十一条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書

ロ 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

ハ 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

ニ 申請者が管理団体であるときは、所有者の意見書

ホ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第二十条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、

あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(重要有形民俗文化財保存活用計画の記載事項)

第二十一条 法第八十五条の二第二項第四号(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)

の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 重要有形民俗文化財保存活用計画の名称
 - 二 重要有形民俗文化財の員数
 - 三 重要有形民俗文化財の指定年月日及び指定書の番号
 - 四 重要有形民俗文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 申請者が管理団体であるときは、その名称及び事務所の所在地
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 重要有形民俗文化財保存活用計画に法第八十五条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 現状変更等を必要とする理由

二 現状変更等の内容及び実施の方法

三 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期

四 現状変更等の着手及び終了の予定時期

(重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の基準)

第二十二條 法第八十五條の二第四項第四号(法第八十五條の四(法第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。第二十四條において同じ。))において読み替えて準用する法第五十三條の三第二項及び第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。

二 重要有形民俗文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと。

三 重要有形民俗文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと(前号に掲げるものを除く。)

(現状変更等の届出の特例の際の様式)

第二十三条 法第八十五条の三（法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十二号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

（認定を受けた重要有形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）

第二十四条 法第八十五条の四において準用する法第五十三条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 重要有形民俗文化財の所有者又は所在の場所の変更（所在の場所の変更については、法第八十条及び第七十二条第五項において準用する法第三十四条本文の規定による届出を行わなければならないものに限る。）

二 計画期間の変更

三 重要有形民俗文化財の現状変更等（法第八十一条第一項の規定による届出又は法第六十七條第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知を行わなければならないものに限る。）に関する変更

四 前三号に掲げるもののほか、重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第五節 重要無形民俗文化財保存活用計画

(重要無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請)

第二十五条 法第八十九条の二第一項の規定による重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十三号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

(重要無形民俗文化財保存活用計画の記載事項)

第二十六条 法第八十九条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 重要無形民俗文化財保存活用計画の名称
- 二 重要無形民俗文化財の指定年月日
- 三 重要無形民俗文化財に係る法第八十七条第一項の保存地方公共団体等の名称
- 四 その他参考となるべき事項

(認定を受けた重要無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更)

第二十七条 法第八十九条の三において準用する法第七十六条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 重要無形民俗文化財に係る法第八十七条第一項の保存に当たることが適当と認められる者の解散（消滅を含む。）に伴う変更

三 前二号に掲げるもののほか、重要無形民俗文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第六節 登録有形民俗文化財保存活用計画

（登録有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請）

第二十八条 法第九十条の二第一項の規定による登録有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形民俗文化財保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十四号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 登録有形民俗文化財保存活用計画に法第九十条の二第三項に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更の設計仕様書、設計図又は計画書

ロ 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図

ハ 申請者が管理団体であるときは、所有者の意見書

ニ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

(添付書類等の記載事項等の変更)

第二十九条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(登録有形民俗文化財保存活用計画の記載事項)

第三十条 法第九十条の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録有形民俗文化財保存活用計画の名称

二 登録有形民俗文化財の員数

三 登録有形民俗文化財の登録年月日及び登録番号

四 登録有形民俗文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 申請者が管理団体であるときは、その名称及び事務所の所在地
- 七 その他参考となるべき事項

2 登録有形民俗文化財保存活用計画に法第九十条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 現状変更を必要とする理由
- 二 現状変更の内容及び実施の方法
- 三 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 四 現状変更の着手及び終了の予定時期

(登録有形民俗文化財保存活用計画の認定の基準)

第三十一条 法第九十条の二第四項第四号(法第九十条の四において読み替えて準用する法第六十七条の三第二項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 現状変更の内容及び実施の方法が明らかであること。

二 登録有形民俗文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと。

三 登録有形民俗文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。

（現状変更の届出の特例の際の様式）

第三十二条 法第九十条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

（認定を受けた登録有形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）

第三十三条 法第九十条の四において準用する法第六十七条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 登録有形民俗文化財の所在の場所の変更（法第九十条第三項において準用する法第六十二条本文の規定による届出を行わなければならないものに限る。）

二 計画期間の変更

三 登録有形民俗文化財の現状変更（法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定によ

る届出又は法第七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による通知を行わなければならないものに限る。）に関する変更

四 前三号に掲げるもののほか、登録有形民俗文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第七節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第三十四条 法第二百二十九条の二第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十六号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三十六条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承

諾書

ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書

ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書

ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第三十五条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬ。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の記載事項）

第三十六条 法第二百二十九条の二第二項第四号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む）

）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称

二 史跡名勝天然記念物の指定年月日

三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 その他参考となるべき事項

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。次条第一号において同じ。）

二 現状変更等を必要とする理由

三 現状変更等の内容及び実施の方法

四 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の基準)

第三十七条 法第二百二十九条の二第四項第四号(法第二百二十九条の三第二項(法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること。
- 二 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。
- 三 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがないこと。
- 四 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがないこと(前号に掲げるものを除く。))。
- 五 史跡名勝天然記念物(動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。))及び植物(自生地を含む。))に限る。))の生息環境又は生態系に著しい影響を及ぼすおそれがないこと(前二号に掲げるものを除く。))。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更)

第三十八条 法第二百二十九条の三第一項(法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の文

部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 史跡名勝天然記念物の現状変更等(法第二百五条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第六十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。)に関する変更

三 前二号に掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更(現状変更等の許可の特例の際の様式)

第三十九条 法第二百二十九条の四(法第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

第八節 登録記念物保存活用計画

(登録記念物保存活用計画の認定の申請)

第四十条 法第三百三十三条の二第一項の規定による登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 登録記念物保存活用計画に法第三百三十三条の二第三項に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 申請者が管理団体であるときは、現状変更に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の意見書

ハ 申請者が権原に基づく占有者(現状変更に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。)以外の者であるときは、権原に基づく占有者の意見書

ニ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書

ホ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

(添付書類等の記載事項等の変更)

第四十一条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(登録記念物保存活用計画の記載事項)

第四十二条 法第百三十三條の二第二項第四号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録記念物保存活用計画の名称

二 登録記念物の登録年月日

三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 その他参考となるべき事項

2 登録記念物保存活用計画に法第百三十三條の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる

事項を記載するものとする。

一 現状変更を必要とする理由

二 現状変更の内容及び実施の方法

三 現状変更により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に
関する事項

(登録記念物保存活用計画の認定の基準)

第四十三条 法第百三十三条の二第四項第四号(法第百三十三条の四において読み替えて準用する法第六十

七条の三第二項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 現状変更の内容及び実施の方法が明らかであること。

二 登録記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがないこと。

三 登録記念物の価値を著しく減じるおそれがないこと(前号に掲げるものを除く)。

四 登録記念物(動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)及び植物(自生地を含む。)に限る。)の

生息環境又は生態系に著しい影響を及ぼすおそれがないこと(前二号に掲げるものを除く)。

(現状変更の届出の特例の際の様式)

第四十四条 法第三百三十三条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

(認定を受けた登録記念物保存活用計画の軽微な変更)

第四十五条 法第三百三十三条の四において準用する法第六十七条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 登録記念物の現状変更(法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による届出又は法第七十九条第一項(第五号に係る部分に限る。)若しくは第二項の規定による通知を行わなければならないものに限る。)に関する変更

三 前二号に掲げるもののほか、登録記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第九節 国に関する特例

(重要文化財保存活用計画等の同意の求め)

第四十六条 法第七十条の二第一項の規定による重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第一条から第三条までの規定、第十九条から第二十一条までの規定又は第三十四条から第三十六条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第一条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第二十号」と、第十九条第一項中「別記様式第十一号」とあるのは「別記様式第二十一号」と、第三十四条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第二十二号」と読み替えるものとする。

（同意を得た重要文化財保存活用計画等の軽微な変更）

第四十七条 法第七十条の二第二項の同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の法第七十条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第六条、第二十四条又は第三十八条の規定を準用する。

（現状変更等の通知等の特例の際の様式）

第四十八条 法第七十条の二第二項の同意（法第七十条の三第一項の変更の同意を含む。）を得た重要

文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等が終了したときの法第七十條の四の規定による通知については、それぞれ第七條、第二十三條又は第三十九條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第七條第一項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第二十三号」と、第二十三條中「別記様式第十二号」とあるのは「別記様式第二十四号」と、第三十九條第一項中「別記様式第十七号」とあるのは「別記様式第二十五号」と読み替えるものとする。

(修理の通知の特例の際の様式)

第四十九條 法第七十條の五の規定による通知については、第八條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「別記様式第五号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と読み替えるものとする。

(登録有形文化財保存活用計画等の同意の求め)

第五十條 法第七十九條の二第一項の規定による登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第九條から第十一條までの規定、第二

十八条から第三十条までの規定又は第四十条から第四十二条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第九条第一項中「別記様式第六号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、第二十八条第一項中「別記様式第十四号」とあるのは「別記様式第二十八号」と、第四十条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」と読み替えるものとする。

（同意を得た登録有形文化財保存活用計画等の軽微な変更）

第五十一条 法第七十九条の二第二項の同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の法第七十九条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第十四条、第三十三条又は第四十五条の規定を準用する。

（現状変更の通知の特例の際の様式）

第五十二条 法第七十九条の二第二項の同意（法第七十九条の三第一項の変更の同意を含む。）を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画に記載された現状変更が終了したときの法第七十九条の四の規定による通知については、それぞれ第十五条、第三

十二条又は第四十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第十五条中「別記様式第九号」とあるのは「別記様式第三十号」と、第三十二条中「別記様式第十五号」とあるのは「別記様式第三十一号」と、第四十四条中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第三十二号」と読み替えるものとする。

第二章 文化財保存活用地域計画の認定

(文化財保存活用地域計画の認定の申請)

第五十三条 法第八十三条の三第一項の規定による市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下「文化財保存活用地域計画」という。)の認定の申請をしようとする市町村の教育委員会(当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第五十六条第一項において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあつては、当該市町村の長。次項及び次条第三号において同じ。)は、別記様式第三十三号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第八十四条の二第一項の規定に基づき市町村の教育委員会

が行うこととする事務がある場合には、前項の申請書には、当該事務の実施体制を記載した書類を添えなければならぬ。

（文化財保存活用地域計画の記載事項）

第五十四条 法第百八十三条の三第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 文化財保存活用地域計画の名称

二 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制

三 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第百八十四条の二第一項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容

四 その他参考となるべき事項

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の軽微な変更）

第五十五条 法第百八十三条の四第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 計画期間の変更

二 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

三 前二号に掲げるもののほか、文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

(文化財の登録の提案)

第五十六条 法第百八十三条の五第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする認定市町村（法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下この項及び第五十八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。第五十八条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 提案に係る文化財の名称

二 提案に係る文化財が有形文化財又は有形の民俗文化財であるときは、その員数

三 提案に係る文化財の所在の場所又は所在地

四 提案に係る文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

五 提案に係る文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代

六 提案に係る文化財が建造物以外の有形文化財であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

七 提案の理由

八 提案に係る文化財が該当すると思料する登録有形文化財登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十四号）、登録有形民俗文化財登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十五号）又は登録記念物登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十六号）に規定する登録基準並びに当該登録基準に該当するものであることを示す当該文化財の特徴及び評価

九 その他参考となるべき事項

2 前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 提案に係る文化財の写真

二 提案に係る文化財が建造物であるときは、その敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（通常望見できる外観の範囲を表示したものに限る。）

三 提案に係る文化財が記念物であるときは、その土地の範囲を示す図面

四 提案者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

五 その他参考となるべき書類、図面又は写真

第三章 文化財保存活用支援団体の指定

(文化財保存活用支援団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第五十七条 法第九十二条の二第一項の文部科学省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(文化財保存活用支援団体による文化財の登録の提案の要請)

第五十八条 法第九十二条の六第二項の規定により文化財の登録の提案をするよう要請しようとする文化財保存活用支援団体は、次に掲げる事項を記載した書類を認定市町村の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 提案をするよう要請する文化財の名称
- 二 提案をするよう要請する文化財が有形文化財又は有形の民俗文化財であるときは、その員数
- 三 提案をするよう要請する文化財の所在の場所又は所在地
- 四 提案をするよう要請する文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

五 提案の要請の理由

六 その他参考となるべき事項

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

重要文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第53条の2第1項（同法第174条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

重要文化財に係る価格評価申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた重要文化財保存活用計画に記載された下記の重要文化財について、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第5条第2項の価格の評価を申請します。

記

- 1 重要文化財の名称
- 2 制作者の氏名
- 3 員数
- 4 指定年月日及び指定書の記号番号
- 5 重要文化財の所在の場所
(寄託先美術館名)
(所在地)
- 6 相続又は遺贈があった年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 原則として、当該重要文化財に係る相続又は遺贈があった年月日現在の価格の評価となる。

重要文化財に係る評価価格通知書

年 月 日

殿

文化庁長官 印

年 月 日付けで価格評価申請書が提出された下記1の重要文化財については、下記2のとおり評価しましたので、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第5条第5項の規定により、通知します。

記

1 重要文化財

- ・重要文化財の名称
- ・制作者の氏名
- ・員数
- ・指定年月日及び指定書の記号番号
- ・重要文化財の所在の場所
（寄託先美術館名）
（所在地）

2 評価した価格等

評価した時点 年 月 日
評価した価格 円

重要文化財保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた重要文化財保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第53条の4（同法第174条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届け出ます。

記

- 重要文化財保存活用計画の名称
- 現状変更等の内容
- 現状変更等の着手及び終了年月日
着手 年 月 日
終了 年 月 日
- その他参考となるべき事項

（備考）

- 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

重要文化財保存活用計画に記載された修理に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた重要文化財保存活用計画に記載された修理を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第53条の5（同法第174条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届け出ます。

記

1 重要文化財保存活用計画の名称

2 修理の内容

3 修理の着手及び終了年月日

着手 年 月 日

終了 年 月 日

4 その他参考となるべき事項

（備考）

- 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

登録有形文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第67条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

登録有形文化財に係る価格評価申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた登録有形文化財保存活用計画に記載された下記の登録有形文化財について、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第13条第2項の価格の評価を申請します。

記

- 1 登録有形文化財の名称
- 2 制作者の氏名
- 3 員数
- 4 登録年月日及び登録番号
- 5 登録有形文化財の所在の場所
(寄託先美術館名)
(所在地)
- 6 相続又は遺贈があった年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 原則として、当該登録有形文化財に係る相続又は遺贈があった年月日現在の価格の評価となる。

登録有形文化財に係る評価価格通知書

年 月 日

殿

文化庁長官 印

年 月 日付けで価格評価申請書が提出された下記1の登録有形文化財については、下記2のとおり評価しましたので、重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第13条第5項の規定により、通知します。

記

1 登録有形文化財

- ・登録有形文化財の名称
- ・制作者の氏名
- ・員数
- ・登録年月日及び登録番号
- ・登録有形文化財の所在の場所
（寄託先美術館名）
（所在地）

2 評価した価格等

評価した時点 年 月 日
評価した価格 円

登録有形文化財保存活用計画に記載された現状変更に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた登録有形文化財保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第67条の4の規定に基づき、届け出ます。

記

- 登録有形文化財保存活用計画の名称
- 現状変更の内容
- 現状変更の着手及び終了年月日
着手 年 月 日
終了 年 月 日
- その他参考となるべき事項

(備考)

- 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

重要無形文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第 76 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

重要有形民俗文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第 85 条の 2 第 1 項（同法第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

重要有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた重要有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 85 条の 3（同法第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 重要有形民俗文化財保存活用計画の名称
- 2 現状変更等の内容
- 3 現状変更等の着手及び終了年月日
着手 年 月 日
終了 年 月 日
- 4 その他参考となるべき事項

（備考）

- 1 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

重要無形民俗文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第 89 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

登録有形民俗文化財保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第 90 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

登録有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた登録有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 90 条の 3 の規定に基づき、届け出ます。

記

1 登録有形民俗文化財保存活用計画の名称

2 現状変更の内容

3 現状変更の着手及び終了年月日

着手 年 月 日

終了 年 月 日

4 その他参考となるべき事項

（備考）

- 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

史跡名勝天然記念物保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第 129 条の 2 第 1 項（同法第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 129 条の 4（同法第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称
- 2 現状変更等の内容
- 3 現状変更等の着手及び終了年月日
着手 年 月 日
終了 年 月 日
- 4 その他参考となるべき事項

（備考）

- 1 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

登録記念物保存活用計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

文化財保護法第 133 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

登録記念物保存活用計画に記載された現状変更に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

年 月 日付け 第 号で認定を受けた登録記念物保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 133 条の 3 の規定に基づき、届け出ます。

記

1 登録記念物保存活用計画の名称

2 現状変更の内容

3 現状変更の着手及び終了年月日

着手 年 月 日

終了 年 月 日

4 その他参考となるべき事項

(備考)

- 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

重要文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

文化財保護法第 170 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とすること。

重要有形民俗文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

文化財保護法第 170 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 22 号（第 46 条関係）

史跡名勝天然記念物保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

文化財保護法第 170 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とすること。

重要文化財保存活用計画に記載された現状変更等に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

年 月 日付け 第 号で同意を得た重要文化財保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 170 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

重要有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更等に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

年 月 日付け 第 号で同意を得た重要有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 170 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 25 号（第 48 条関係）

史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

年 月 日付け 第 号で同意を得た史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 170 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

重要文化財保存活用計画に記載された修理に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

年 月 日付け 第 号で同意を得た重要文化財保存活用計画に記載された修理を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 170 条の 5 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 27 号（第 50 条関係）

登録有形文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

文化財保護法第 179 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 28 号（第 50 条関係）

登録有形民俗文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

文化財保護法第 179 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 29 号（第 50 条関係）

登録記念物保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

文化財保護法第 179 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 30 号（第 52 条関係）

登録有形文化財保存活用計画に記載された現状変更に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

年 月 日付け 第 号で同意を得た登録有形文化財保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 179 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

登録有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

年 月 日付け 第 号で同意を得た登録有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 179 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

登録記念物保存活用計画に記載された現状変更に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

印

年 月 日付け 第 号で同意を得た登録記念物保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 179 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

文化財保存活用地域計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所
市町村教育委員会教育長の氏名

印

文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 申請者が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合については、「市町村教育委員会教育長の氏名」に「市町村の長の氏名」を記載すること。

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令の概要

1. 趣旨

- 第 196 回国会（常会）で成立した「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）においては、文化財の次世代への確実な継承を図るため、
 - ・ 所有者に代わって重要文化財等を管理する管理責任者の選任要件・選任対象の拡大
 - ・ 文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）による文化庁長官の権限に属する事務の処理の特例の創設
 - ・ 地方文化財保護行政の条例による首長部局への移管等について規定された。
- 改正法の施行（平成 31 年 4 月 1 日）に伴い、関係規則・省令（別紙参照）の一部を改正し、所要の規定の整備を行う。

2. 内容

- ※「法」…改正法による改正後の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ※「令」…文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 8 号）による改正後の文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）
- ※「地教行法」…改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

(1) 管理責任者に係る規定の整備

管理責任者については、その選任対象として自然人に加え、文化財保存活用支援団体をはじめとする法人その他の団体を選任することができることとされたことから、各種届出書等に記載すべき管理責任者の「氏名」を「氏名又は名称」に改める等の所要の規定の整備を行う。（法第 31 条第 2 項等関係）

(2) 認定市町村の教育委員会が文化庁長官の権限に属する事務を行う場合に係る規定の整備

文化庁長官の権限に属する事務であって認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部について、当該認定市町村の教育委員会が行うことができることとされたことから、関係規則・省令における当該事務の実施主体に市町村を加える等の規定の整備を行う。（法第 184 条の 2 第 1 項及び令第 6 条関係）

(3) 首長部局への事務の移管に伴う規定の整備

条例の定めるところにより地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理・執行することとされた地方公共団体にあつては、関係規則・省令において教育委員会が行うこととされている事務を当該地方公共団体の長が行うこととする等の規定の整備を行う。（地教行法第 23 条第 1 項関係）

(4) 文化的景観及び伝統的建造物群保存地区の保存計画に係る規定の整備

重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の選定について文部科学大臣に申出を行う際に必要となる保存に関する計画に関して、個々の文化財の保存及び活用を一体的に捉え、推進する今般の改正法の趣旨を踏まえ、保存及び活用に関する計画に改める等の規定の整備を行う。

(5) その他

その他改正法の施行に当たり所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日（改正法の施行の日）とする。

(別紙)

- ・ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 1 号）
- ・ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 8 号）
- ・ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）
- ・ 身分証明証票規則（昭和 27 年文化財保護委員会規則第 1 号）
- ・ 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 3 号）
- ・ 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 4 号）
- ・ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 5 号）
- ・ 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）
- ・ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 9 号）
- ・ 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 11 号）
- ・ 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 12 号）
- ・ 銃砲刀剣類登録規則（昭和 33 年文化財保護委員会規則第 1 号）
- ・ 奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和 38 年文部省令第 22 号）
- ・ 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和 50 年文部省令第 29 号）
- ・ 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和 50 年文部省令第 30 号）
- ・ 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和 50 年文部省令第 31 号）
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和 50 年文部省令第 32 号）
- ・ 美術刀剣類製作承認規則（平成 4 年文部省令第 3 号）
- ・ 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成 8 年文部省令第 29 号）
- ・ 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 8 号）
- ・ 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 9 号）
- ・ 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号）
- ・ 文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成 20 年文部科学省令第 33 号）

○文部科学省令第七号

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）及び文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣 柴山 昌彦

省令
国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する

（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第一条 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第六号中

「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十一号までの規定中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第七条第一項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正）

第二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第六号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に、「年令」を「年齢」に改める。

第二条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第四条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号中「の職業」を「が個人である場合にあつては、その職業」に改める。

第六条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十二号までの規定中「き損」を「毀損」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に、「キャビネ型写真」を「キャビネ型写真」に改める。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則の一部改正）

第三条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号」を「第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）」に、「市の教育委員会が」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六

条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が」に、「市の教育委員会」を「市町村の教育委員会」に改め、同項第七号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第十一号中「き損」を「毀損」に改める。

第三条第一項中「令第五条第四項第一号」を「第百八十四条の二第一項」に、「市の」を「市町村の」に改める。

第六条第一項中「令」を「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）」に改め、同項第四号中「教育委員会」を「都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）」に改める。

第七条の見出し中「市の」を「市町村の」に改め、同条中「第五条第七項」の下に「（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第一号及び第二号中「第五条第四項各号」の下に「又は令第六条第二項各号」を加え、「市の」を「市町村の」に改める。

（身分証明証票規則の一部改正）

第四条 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「通り」を「とおり」に改める。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

表

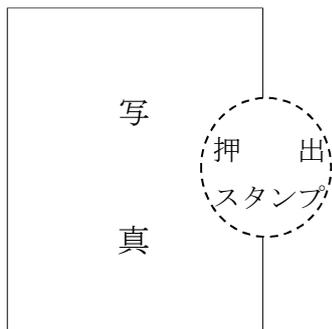
第 号

文化財保護法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第 38 条第 1 項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の
施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 38 条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前 2 条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 39 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

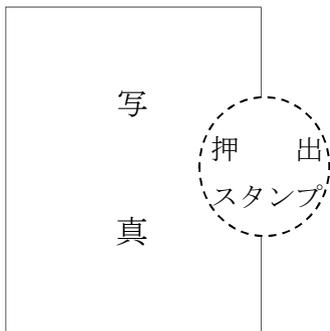
第 号

文化財保護法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく重要文化財の管理又は修理の施行及び当該重要文化財の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

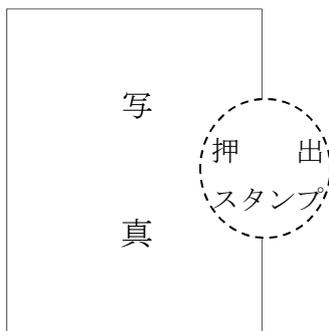
第 号

文化財保護法第83条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第83条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく重要有形民俗文化財の管理又は修理の施行及び当該重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 83 条 重要有形民俗文化財の保護には、第 34 条の 2 から第 36 条まで、第 37 条第 2 項から第 4 項まで、第 42 条、第 46 条及び第 47 条の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

別表第4

表

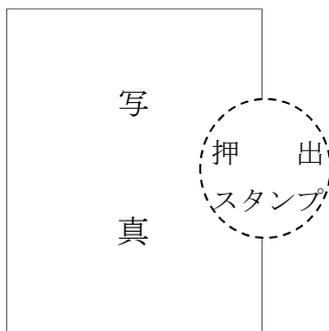
第 号

文化財保護法第118条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第118条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 118 条 管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

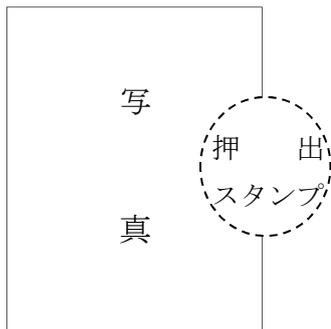
第 号

文化財保護法第120条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第120条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の管理又は復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

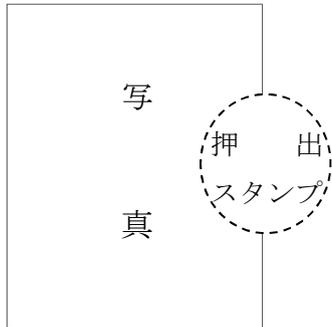
第 号

文化財保護法第98条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第98条第1項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 98 条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第 1 項の場合には、第 39 条（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定を含む。）及び第 41 条の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 98 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

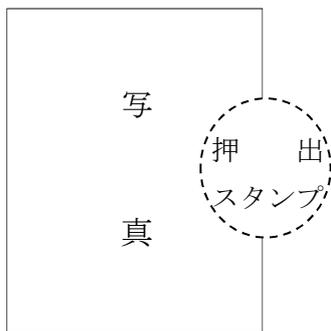
第 号

文化財保護法第123条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第123条第1項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 三 第 123 条第 2 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

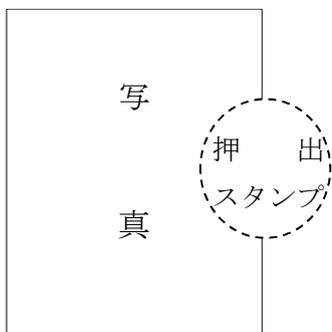
第 号

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第 186 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づく同法第 38 条第 1 項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 38 条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 39 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

別表第9

表

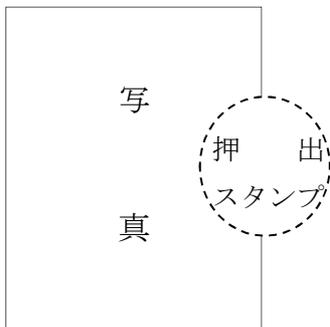
第 号

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合に同法第186条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づく同法第98条第1項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 98 条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第 1 項の場合には、第 39 条（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定を含む。）及び第 41 条の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 98 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

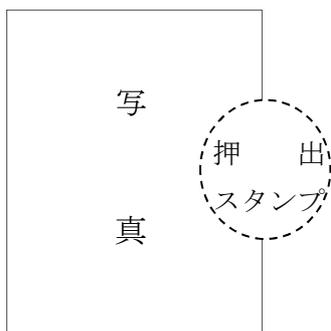
第 号

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第 186 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づく同法第 123 条第 1 項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

三 第 123 条第 2 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

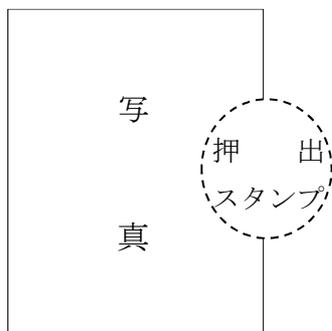
第 号

文化財保護法第 55 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官（都道府県又は市町村の教育委員会） 印

文化財保護法第 55 条第 1 項の規定による実地調査に当たる者



所属氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県又は市町村が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、「都道府県又は市町村の教育委員会」とあるのは「都道府県の知事又は市町村の長」とすること。

裏

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 55 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- 五 第 53 条の 6（第 85 条の 4（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 55 条、第 67 条の 5（第 90 条の 4 及び第 133 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 68 条（第 90 条第 3 項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 76 条の 4（第 89 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 129 条の 5（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 130 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）抄

第 5 条

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号及び第 3 号に掲げるものにあつては第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第 2 号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

- 三 法第 54 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 55 条の規定による調査（第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第 6 条 法第 184 条の 2 第 1 項の規定により認定市町村（法第 183 条の 3 第 5 項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第 8 条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 前条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事務（同項第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

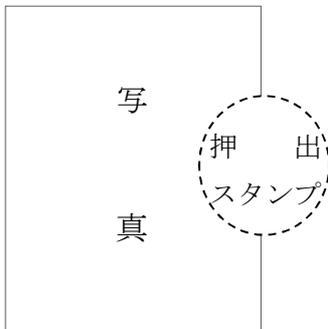
第 号

文化財保護法第 131 条第 3 項において準用する同法第 55 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官（都道府県又は市町村の教育委員会） 印

文化財保護法第 131 条第 1 項の規定による実地調査及び調査のため必要な措置の施行に当たる者



所属氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県又は市町村が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、「都道府県又は市町村の教育委員会」とあるのは「都道府県の知事又は市町村の長」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

3 第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

第 55 条

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合には、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- 五 第 53 条の 6（第 85 条の 4（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 55 条、第 67 条の 5（第 90 条の 4 及び第 133 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 68 条（第 90 条第 3 項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 76 条の 4（第 89 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 129 条の 5（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 130 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）抄

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項に規定する管理団体（以下この条及び次条第 2 項第 1 号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第 2 項第 1 号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第 1 号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第 6 条

2 法第 184 条の 2 第 1 項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則の一部改正)

第五条 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第三項第一号」を「第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第七条第一項において同じ。)」に、「指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)の教育委員会」を「市(特別区を含む。以下この条及び第七条第一項において同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第七条第一項において同じ。)」に、「指定都市等の」を「市町村の」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第七条第一項中「令第五条第三項第一号」を「第百八十四条の二第一項」に、「指定都市等の」を「市

町村の」に改める。

(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則の一部改正)

第六条 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

(埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則の一部改正)

第七条 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「を都道府県の教育委員会」の下に「(当該都道府県が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下この項において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この項において同じ。)」を、「」の教育委員会」の下に「(当該都道府県又は指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は指定都市の長。以下この項において同じ。)」を加える。

(史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の一部改正)

第八条 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「教育委員会の名称」を「教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称」の名称に改める。

(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則等の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

一 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)第一条第一項第七号

二 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則(昭和五十年文部省令第二十九号)第一条第一項第五号及び第三条第一項第五号

三 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則(昭和五十年文部省令第三十号)第

一条第一項第五号

(文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則の一部改正)

第十条 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第四条中「第二条第二項」を「第三条第二項の規定」に改める。

(文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正)

第十一条 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「教育委員会」を「地方公共団体の教育委員会(当該地方公共団体が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の長。以下同じ。)」に改める。

第二条第一項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第九

号中「むな札」を「棟札」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第十一号中「めい文」を「銘文」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第三条及び第五条中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加える。

第六条第一項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七条中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加える。

(銃砲刀剣類登録規則の一部改正)

第十二条 銃砲刀剣類登録規則(昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「教育委員会」の下に「(当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあつては、当該都道府県の知事。第二号様式及び第二号の二様式を除き、以下同じ。)」を加える。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第一条関係）登録申請書

都（道府県）教育委員会殿 住所 氏名	平成 年 月 日	右の 刀 剣 類 火縄式銃砲等の古式銃砲 の登録を申請します。							登録
									録
									申
									請
									書
									種別
									長さ（刀剣類） 全長（銃砲）
									銘文
									備考

記載上の注意
 登録の事務を行う地方公共団体である場合に於ては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。
 備考
 本様式による申請書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

第二号様式（一面）の記載上の注意一中「教育委員会」を「都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合を含む。第二号の二様式において同じ。）」に改める。

第二号の二様式（表）の記載上の注意一中「行った」の下に「都道府県の」を加える。

第三号様式から第七号様式までを次のように改める。

第三号様式（第七条関係）登録証

（表）

割印

銃砲刀剣類登録証
登録記号番号第 号

備考	銘文 (裏) (表)	目くぎ穴 個	銃		砲	
			反り	長さ	種類	長さ
			・ センチメートル	・ センチメートル		
		口 径	銃 身 長	全 長	種類	
		・ センチメートル	・ センチメートル	・ センチメートル		

都道府県教育委員会印

平成 年 月 日交付

記載上の注意
 1 銃砲にあつては当該銃砲に年号又は番号その他の刻印がある場合には、その旨備考欄に記載するものとする。
 2 登録証を交付する都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県教育委員会」を「都道府県の知事」とすること。

(裏)

注 意

- 一 銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する場合には、常に登録証を携帯していなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管の委託をし、又はこれらを他人をして運送させる場合には、常に登録証とともにしなければならぬ。銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける場合も、また同様とする。
- 一 銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
- 一 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合には、速やかにその旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出て登録証の再交付を受けなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を亡失し、盗み取られ、若しくはこれらが滅失し、又はこれらを輸出した場合には、速やかに登録証を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に返納しなければならない。
- 一 銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸し付け若しくは保管の委託をした場合には、二十日以内にその旨を登録の事務を行う都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。
- 一 以上の各事項に違反した場合は、法により懲役又は罰金の刑に処せられることとなる。

(用紙の規格は、縦十二・八センチメートル、横九・一センチメートルとする。)

交付上の注意 登録証を交付する場合には、登録原票に掛けて割印を押すものとし、その表面及び裏面に無色透明の薄板を装着させるものとする。

第四号様式（第八条関係）登録証再交付申請書

		登録証再交付申請書	
登録記号番号		登録証再交付申請書	
交付年月日		備考	
備考			
<p>右の登録証を平成 年 月 日 亡失し 盗み取られたから再交付を申請します。 平成 年 月 日 滅失し</p>			
住所			
氏名			
都（道府県）教育委員会殿			

記載上の注意

- 備考の欄には、種別、長さ（全長）及び銘文並びに登録証を亡失し、盗み取られ、又は滅失した事情を記載するものとする。
- 登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあっては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。

備考

本様式による申請書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行つても差し支えない。

第五号様式（第九条関係）所有者変更届出書

都（道府県）教育委員会殿 平成 年 月 日 住所 氏名	登録記号番号	種別	長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	譲り受け、又は 相続により取得 した年月日	旧所有者の氏名

右の 刀 剣 類 を 譲 り 受 け た から 届 け 出 ます。
火縄式銃砲等の古式銃砲

記載上の注意

登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあっては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。

備考

本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

第六号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託届出書

都（道府県）教育委員会殿 住所 氏名	右のとおり 刀 剣 類 の 貸 付 け を し た か ら 届 け 出 ます。 火縄式銃砲等の古式銃砲の保管の委託	登録記号番号	貸付け又は保管委託届出書
		種別	
		長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	
		貸付け又は保管の委託をした年月日	
		貸付け又は保管の相手方の住所及び氏名	
		貸付け又は保管委託の期間	

記載上の注意

登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあっては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。

備考

本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

第七号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託終了届出書

都（道府県）教育委員会殿 住所 氏名		貸付け又は保管委託終了届出書	
		登録記号番号	貸付け又は保管委託終了年月日
平成 年 月 日 右のとおり 刀 剣 類 火縄式銃砲等の古式銃砲 の返還を受けたから届け出ます。	種別	長さ（刀剣類） 全長（銃砲）	

記載上の注意
 登録の事務を行う地方公共団体が特定地方公共団体である場合にあつては、「都（道府県）教育委員会殿」を「都（道府県）殿」とすること。
 本様式による届出書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行つても差し支えない。

備考

（奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第十三条 奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和三十八年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

「同法施行令」を「国有財産法施行令」に改め、「奈良県教育委員会教育長」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより奈良県知事が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあつては、当該事務については奈良県知事）」を加える。

（伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正）

第十四条 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。」を「市（特別区を含む。以下この項及び次条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定

地方公共団体（次条第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該市町村の長」に改める。

第二条第一項中「報告は、」の下に「市町村の」を加え、「いるときは、市町村長。以下同じ」を「いるときは又は当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の長。以下この条において同じ」に改め、同条第二項中「報告は、」の下に「市町村の」を加える。

（重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則の一部改正）

第十五条 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文化財保護法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該市町村の長）」に改め、同条第六号中「保存計画」を「保存活用計画」に改める。

第二条第二号中「保存計画」を「保存活用計画」に改める。

(美術刀剣類製作承認規則の一部改正)

第十六条 美術刀剣類製作承認規則(平成四年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。)」を加える。

(登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部改正)

第十七条 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則(平成八年文部省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号、第六条第五号並びに第八条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号から第十号までの規定中「き損」を「毀損」に改める。

第十一条第一項第四号、第十四条第五号及び第二十一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部改正）

第十八条 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号

）の一部を次のように改正する。

第五条第五号、第六条第五号並びに第八条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号から第十号までの規定中「き損」を「毀損」に改める。

第十一条第一項第四号及び第十四条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十七条第二号中「き損して」を「毀損して」に、「き損する」を「毀損する」に、「き損の」を「毀損の」に改め、同条第四号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第二十条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則の一部改正）

第十九条 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年

文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号、第八条第五号及び第九条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十三条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十二号までの規定及び同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第十六条第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第十一号中「き損」を「毀損」に改める。

第二十一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

(重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部改正)

第二十条 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則(平成十七年文部科学省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「の保存」の下に「及び活用」を加え、「文化的景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改め、同条第二項中「文化的景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改め、同項第二号、第五号及び第七号中「保存」の下に「及び活用」を加える。

第二条第一項中「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村」に改め、同項第六号中「文化的

景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改める。

（文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条 文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長）」に改める。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）（第一条関係）	1
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）（第二条関係）	4
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）（第三条関係）	7
○ 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）（第四条関係）	10
○ 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）（第五条関係）	11
○ 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）（第六条関係）	13
○ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）（第七条関係）	14
○ 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）（第八条関係）	16
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）（第九条関係）	17
○ 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和五十年文部省令第二十九号）（第九条関係）	18
○ 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）（第九条関係）	20
○ 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）（第十条関係）	21
○ 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）（第十一条関係）	22
○ 銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）（第十二条関係）	27
○ 奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和三十八年文部省令第二十二号）（第十三条関係）	29
○ 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）（第十四条関係）	30
○ 重要伝統的建造物群保存地区の選定に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）（第十五条関係）	32
○ 美術刀剣類製作承認規則（平成四年文部省令第三号）（第十六条関係）	33

○登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）（第十七条関係）	34
○登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号）（第十八条関係）	37
○登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第九号）（第十九条関係）	41
○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）（第二十条関係）	44
○文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十三号）（第二十一条関係）	46

○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢</p> <p>七〜九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六〜八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六 管理責任者の職業及び年齢</p> <p>七〜九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六〜八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届</p>

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢

八～十 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第三十三条(法第七十二条第五項で準用する場合を含む。)

の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事

実の生じた日時及び場所

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 滅失、毀損等の事実を知った日

十一 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 毀損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他毀損の状

出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七 新管理責任者の職業及び年齢

八～十 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第三十三条(法第七十二条第五項で準用する場合を含む。)

の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事

実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 滅失、き損等の事実を知った日

十一 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状

態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第三十四条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 十一 (略)

2 (略)

態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第三十四条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 十一 (略)

2 (略)

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六 管理責任者の職業及び年齢</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p>

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 四 (略)
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
- 八 十 (略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 四 (略)
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 (略)
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 四 (略)
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 十 (略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 四 (略)
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 (略)
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保

存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三項第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>八〜十 （略）</p> <p>十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化</p> <p>その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する</p>	<p>（許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>八〜十 （略）</p> <p>十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化</p> <p>その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する</p>

事項

十二〜十五 (略)

2 (略)

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 (略)

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜三 (略)

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）

五〜八 (略)

2 (略)

事項

十二〜十五 (略)

2 (略)

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 (略)

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜三 (略)

四 管理計画を定めた教育委員会

五〜八 (略)

2 (略)

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九条第二項（同法第四十七条第三項（同法第八十三条、第一百八条及び第二百十条で準用する場合を含む。）、第九十八条第三項、第二百二十三条第二項及び第八十六条第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項（同法第三十一条第三項で準用する場合を含む。）に規定する証票の様式は、それぞれ別表第一から別表第十二までのとおりとする。</p>	<p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九条第二項（同法第四十七条第三項（同法第八十三条、第一百八条及び第二百十条で準用する場合を含む。）、第九十八条第三項、第二百二十三条第二項及び第八十六条第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項（同法第三十一条第三項で準用する場合を含む。）に規定する証票の様式は、それぞれ別表第一から別表第十二までの通りとする。</p>

○国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）（
 第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第二項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第七条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下この条及び第七条第一項において同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第七条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p>	<p>（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p>

(終了の報告)

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2・3 (略)

(終了の報告)

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に報告するものとする。

2・3 (略)

○国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">（修理の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 六 十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（修理の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定による届出は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所 六 十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（事前の届出を要しない場合等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会（当該都道府県が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下この項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が特定地方公共団体</p>	<p>（事前の届出を要しない場合等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会）が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。</p>

である場合にあつては、当該都道府県の知事又は指定都市の長。以下この項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

改正後	現行
<p>（標識）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（標識）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（復旧の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>八 十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（復旧の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>八 十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和五十年文部省令第二十九号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四十七条第四項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関する技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p>	<p>（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四十七条第四項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関する技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p>

2 六〃八
(略) (略)

2 六〃八
(略) (略)

○重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（現状変更等の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第八十一条第一項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（現状変更等の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第八十一条第一項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（関係人の参加許可の手続）</p> <p>第二条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、文部科学省聴聞手続規則<u>第四条第一項</u>の規定にかかわらず、関係人は、聴聞の期日の七日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。</p> <p>（聴聞の続行又は期日の変更）</p> <p>第四条 主宰者は、行政手続法第二十二條第一項の規定により聴聞を続行する場合又は文部科学省聴聞手続規則<u>第三条第二項</u>の規定により聴聞の期日を変更する場合には、次回の聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。</p>	<p>（関係人の参加許可の手続）</p> <p>第二条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、文部科学省聴聞手続規則<u>第三条第一項</u>の規定にかかわらず、関係人は、聴聞の期日の七日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。</p> <p>（聴聞の続行又は期日の変更）</p> <p>第四条 主宰者は、行政手続法第二十二條第一項の規定により聴聞を続行する場合又は文部科学省聴聞手続規則<u>第二条第二項</u>により聴聞の期日を変更する場合には、次回の聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。</p>

○文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第百八十二条第二項に規定する条例（以下「文化財保護条例」という。）を制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正した場合には、地方公共団体の教育委員会（当該地方公共団体が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の長。以下同じ。）は、当該条例の公布の日から二十日以内にこれを文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（有形文化財についての指定又は解除の場合）</p> <p>第二条 文化財保護条例の定めるところにより建造物である有形文化財について指定を行ったときは、<u>地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 棟札、墨書その他参考となるべき事項</p> <p>2 文化財保護条例の定めるところにより建造物以外の有形文化財について</p>	<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第百八十二条第二項に規定する条例（以下「文化財保護条例」という。）を制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正した場合には、教育委員会は、当該条例の公布の日から二十日以内にこれを文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（有形文化財についての指定又は解除の場合）</p> <p>第二条 文化財保護条例の定めるところにより建造物である有形文化財について指定を行ったときは、<u>教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 <u>むな札</u>、墨書その他参考となるべき事項</p> <p>2 文化財保護条例の定めるところにより建造物以外の有形文化財について</p>

て指定を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇十 (略)

十一 画賛、奥書、銘文等

十二 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った有形文化財についてその指定の解除を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、第一項第一号から第五号まで又は前項第一号から第五号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該有形文化財について重要文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形文化財についての指定又は解除の場合)

第三条 文化財保護条例の定めるところにより音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財について指定(保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。))の認定を含む。)を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇八 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより工芸技術である無形文化財について指定(保持者又は保持団体の認定を含む。)を行ったときは、地方

て指定を行ったときは、教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇十 (略)

十一 画賛、奥書、めい文等

十二 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った有形文化財についてその指定の解除を行ったときは、教育委員会は、第一項第一号から第五号まで又は前項第一号から第五号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。但し、当該解除が当該有形文化財について重要文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形文化財についての指定又は解除の場合)

第三条 文化財保護条例の定めるところにより音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財について指定(保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。))の認定を含む。)を行ったときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇八 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより工芸技術である無形文化財について指定(保持者又は保持団体の認定を含む。)を行ったときは、教育

公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形文化財について、保持者又は保持団体の追加認定又は当該無形文化財の指定の解除（保持者又は保持団体の認定の解除を含む。）を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号から第四号までに掲げる事項及びその理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形文化財について重要無形文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形の民俗文化財についての指定又は解除の場合)

第五条 文化財保護条例の定めるところにより無形の民俗文化財について指定を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形の民俗文化財についてその指定の解除を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形の民俗文化財について重要無形民俗文化財の指

委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形文化財について、保持者又は保持団体の追加認定又は当該無形文化財の指定の解除（保持者又は保持団体の認定の解除を含む。）を行ったときは、教育委員会は、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号から第四号までに掲げる事項及びその理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形文化財について重要無形文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形の民俗文化財についての指定又は解除の場合)

第五条 文化財保護条例の定めるところにより無形の民俗文化財について指定を行ったときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形の民俗文化財についてその指定の解除を行ったときは、教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形の民俗文化財について重要無形民俗文化財の指定があつたこと

定があつたことによる場合は、この限りでない。

(記念物についての指定又は解除の場合)

第六条 文化財保護条例の定めるところにより記念物について指定を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行つた記念物についてその指定の解除を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該記念物について史跡、名勝又は天然記念物の指定又は仮指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(文化財の保存技術についての選定又は解除の場合)

第七条 文化財保護条例の定めるところにより文化財の保存技術について選定(保持者又は保存団体(選定に係る保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)の認定を含む。)を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

による場合は、この限りでない。

(記念物についての指定又は解除の場合)

第六条 文化財保護条例の定めるところにより記念物について指定を行つたときは、教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行つた記念物についてその指定の解除を行つたときは、教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。但し、当該解除が当該記念物について史跡、名勝又は天然記念物の指定又は仮指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(文化財の保存技術についての選定又は解除の場合)

第七条 文化財保護条例の定めるところにより文化財の保存技術について選定(保持者又は保存団体(選定に係る保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)の認定を含む。)を行つたときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより選定を行つた文化財の保存技術について保持者又は保存団体の追加認定又は当該選定に係る保存技術の選定の解除（保持者又は保存団体の認定の解除を含む。）を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、前項第一号から第四号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

2 文化財保護条例の定めるところにより選定を行つた文化財の保存技術について保持者又は保存団体の追加認定又は当該選定に係る保存技術の選定の解除（保持者又は保存団体の認定の解除を含む。）を行つたときは、教育委員会は、前項第一号から第四号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

改正後	現行
<p>（登録の手続等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県の教育委員会（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事。第二号様式及び第二号の二様式を除き、以下同じ。）は、第一項の申請書を受理したときは、法第十四条第三項の規定による鑑定を行う日時及び場所を同条第一項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第二号様式（第六条関係）銃砲登録原票（略）</p> <p>記載上の注意</p> <p>一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行つた都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合を含む。第二号の二様式において同じ。）の所在する都道府県名を記載するもの</p>	<p>（登録の手続等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県の教育委員会は、第一項の申請書を受理したときは、法第十四条第三項の規定による鑑定を行う日時及び場所を同条第一項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第二号様式（第六条関係）銃砲登録原票（略）</p> <p>記載上の注意</p> <p>一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行つた教育委員会の所在する都道府県名を記載するものとする。</p>

とする。

二・三 (略)

(略)

第二号の二様式(第六条関係) 刀剣類登録原票

(略)

記載上の注意

一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行った都道府県の教育委員会の所在する都道府県名を記載するものとする。

二～四 (略)

(略)

二・三 (略)

(略)

第二号の二様式(第六条関係) 刀剣類登録原票

(略)

記載上の注意

一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行った教育委員会の所在する都道府県名を記載するものとする。

二～四 (略)

(略)

○奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和三十八年文部省令第二十二号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定による国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第三項及び国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第六条第八項の規定に基づき奈良県が同県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合の文部科学省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員として、文部科学省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十二年総理府・文部省令第五号）の規定にかかわらず、奈良県教育委員会教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより奈良県知事が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合）<u>は奈良県知事</u>を指定する。</p>	<p>不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定による国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第三項及び同法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第六条第八項の規定に基づき奈良県が同県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合の文部科学省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員として、文部科学省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十二年総理府・文部省令第五号）の規定にかかわらず、奈良県教育委員会教育長を指定する。</p>

○伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第四百四十三条第四項の規定による伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）に関する</u>条例の制定又は改廃の報告は、市（特別区を含む。以下この項及び次条において同じ。）<u>町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次条第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該市町村の長）が当該</u>条例の公布の日から二十日以内に行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（保存地区の決定又はその取消しの場合）</p> <p>第二条 法第四百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の報告は、<u>市町村の教育委員会（当該保存地区が都市計画に定められているとき又は当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の長。以下この条において同じ。）が当該決定の日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面に当該保存地区に係る写真及び図面を添えて行うものとする。</u></p> <p>一〇六 （略）</p>	<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第四百四十三条第四項の規定による伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）に関する</u>条例の制定又は改廃の報告は、<u>市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該条例の公布の日から二十日以内に行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（保存地区の決定又はその取消しの場合）</p> <p>第二条 法第四百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の報告は、<u>教育委員会（当該保存地区が都市計画に定められているときは、市町村長。以下同じ。）が当該決定の日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面に当該保存地区に係る写真及び図面を添えて行うものとする。</u></p> <p>一〇六 （略）</p>

2 法第百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の取消しの報告は、市町村の教育委員会が当該取消しの日から三十日以内に前項第一号から第三号までに掲げる事項（第三号にあつては、取消しに係る地域の所在地及び面積とする。）及び取消しの理由を記載した書面をもつて行うものとする。

2 法第百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の取消しの報告は、教育委員会が当該取消しの日から三十日以内に前項第一号から第三号までに掲げる事項（第三号にあつては、取消しに係る地域の所在地及び面積とする。）及び取消しの理由を記載した書面をもつて行うものとする。

○重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（選定の申出）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長）は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 保存地区の保存活用計画</p> <p>七 （略）</p> <p>（添付資料等）</p> <p>第二条 前条の選定申出書には、次に掲げる資料、<u>図面及び写真を添えなければならない。</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 保存地区の保存活用計画に係る図面</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（選定の申出）</p> <p>第一条 文化財保護法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 保存地区の保存計画</p> <p>七 （略）</p> <p>（添付資料等）</p> <p>第二条 前条の選定申出書には、次に掲げる資料、<u>図面及び写真を添えなければならない。</u></p> <p>一 （略）</p> <p>二 保存地区の保存計画に係る図面</p> <p>三・四 （略）</p>

改正後	現行
<p>（承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。）は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある者（承認を受けた刀剣類の製作を担当したことがある者を含む。）である場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある者（承認を受けた刀剣類の製作を担当したことがある者を含む。）である場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。</p> <p>3（略）</p>

○登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第六十条第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第六十条第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記</p>

載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七～九 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

九 滅失、毀損等の事実を知った日

十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七～九 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

九 滅失、き損等の事実を知った日

十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

する。

一〇三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五〇十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六〇十四 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第六十六条の規定により登録有形文化財の管理又は修理に
関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をも
って行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六〇八 (略)

する。

一〇三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五〇十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げ
る事項を記載した書面をもって行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六〇十四 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第六十六条の規定により登録有形文化財の管理又は修理に
関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をも
って行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六〇八 (略)

○登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準</p>

用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七～九 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項)

第十条 法第九十条第三項において準用する法第六十一条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び概要

九 滅失、毀損等の事実を知った日

十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七～九 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項)

第十条 法第九十条第三項において準用する法第六十一条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び概要

九 滅失、き損等の事実を知った日

十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 一十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 一四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 一十二 (略)

(現状変更の届出を要しない場合)

第十七条 法第九十条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 登録有形民俗文化財が毀損している場合又は毀損することが明らか
に予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため

第十一条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 一十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 一四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 一十二 (略)

(現状変更の届出を要しない場合)

第十七条 法第九十条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 登録有形民俗文化財がき損している場合又はき損することが明らか
に予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため

応急の措置を執るとき。

三 (略)

四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十条 法第九十条第三項において準用する法第六十六条の規定により

登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 八 (略)

応急の措置を執るとき。

三 (略)

四 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十条 法第九十条第三項において準用する法第六十六条の規定により

登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 八 (略)

○登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第九号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（文化財登録原簿の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三百三十二条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第九条 法第三百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届</p>	<p>（文化財登録原簿の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三百三十二条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第九条 法第三百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届</p>

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六〜八 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第十三条 法第百三十三条において準用する法第百十八条及び第二百二十条において準用する法第三十三条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。

)の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該登録記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となる

べき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者の氏名及び住所

六〜八 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第十三条 法第百三十三条において準用する法第百十八条及び第二百二十条において準用する法第三十三条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。

)の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該登録記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となる

べき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面

を添えるものとする。

(現状変更の届出)

第十六条 法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 五 (略)

六 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

七 十 (略)

十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 五 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第三百三十三条において準用する法第一百八条及び法第二百一十条において準用する法第四十七条第四項の規定により登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 八 (略)

を添えるものとする。

(現状変更の届出)

第十六条 法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 五 (略)

六 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

七 十 (略)

十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 五 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第三百三十三条において準用する法第一百八条及び法第二百一十条において準用する法第四十七条第四項の規定により登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 八 (略)

○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（法第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存及び活用に関する計画（以下「文化的景観保存活用計画」という。）を定めていること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 文化的景観保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存及び活用に関し特に必要と認められる事項</p> <p>（選定の申出）</p>	<p>（法第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存に関する計画（以下「文化的景観保存計画」という。）を定めていること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文化的景観の保存に関する基本方針</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項</p> <p>（選定の申出）</p>

第二条 法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、選定の申出に関し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 文化的景観保存活用計画

七 (略)

2 (略)

第二条 法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市町村は、選定の申出に関し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 文化的景観保存計画

七 (略)

2 (略)

○文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十三号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（書面等の經由）</p> <p>第二条 前条第一項の書面及び同条第二項の書類、図面又は写真は、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長）を經由して、文化庁長官に提出するものとする。</p>	<p>（書面等の經由）</p> <p>第二条 前条第一項の書面及び同条第二項の書類、図面又は写真は、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市町村の教育委員会を經由して、文化庁長官に提出するものとする。</p>

平成 12 年 4 月 28 日 文部大臣 裁定
(平成 31 年 3 月 29 日 最終改正)

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに令第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第 183 条の 3 第 5 項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措

置である場合を除く。) 。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、^く囿さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は^く囿さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条

第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第5条第4項第1号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第5条第4項第1号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」が、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
 - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第5条第4項第1号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

12 令第6条第2項第1条イ及びロ関係

令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる現状変更等については、1から11までの基準を準用する。

Ⅲ その他

この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。</p> <p>I 共通事項</p> <p>(1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、</p>	<p>文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。</p> <p>I 共通事項</p> <p>(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第5条第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。</p>

<p><u>当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。</u></p> <p>(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合</u></p> <p>③ <u>史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じることのおそれがある場合</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) <u>都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会</u>に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき<u>法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。</u></p> <p>(4) <u>都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会</u>が現状変更等の許可をするに当たっては、<u>法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。</u>なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>II 個別事項 1～11 (略)</p> <p>12 <u>令第 6 条第 2 項第 1 条イ及びロ関係令第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等については、1 から 11 までの基準を準用する。</u></p> <p>III その他 この裁定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合</u></p> <p>③ <u>史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) <u>都道府県又は市の教育委員会</u>に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき<u>文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。</u></p> <p>(4) <u>都道府県又は市の教育委員会</u>が現状変更等の許可をするに当たっては、<u>法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。</u>なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。</p> <p>①～⑥</p> <p>II 個別事項 1～11 (略) (新設)</p> <p>III その他 この裁定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p>
---	--

平成 12 年 12 月 27 日 文部大臣 裁定
(平成 31 年 3 月 29 日 最終改正)

文化財保護法施行令第 5 条第 3 項第 1 号ロ及び第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる
重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 3 項第 1 号ロ及び第 6 条第 1 項第 1 号(前第 5 条第 3 項第 1 号ロに係るものに限る。以下同じ。)に掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県、指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会(当該都道府県又は指定都市等が文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は指定都市等の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第 183 条の 3 第 5 項の認定を受けた市(特別区を含む。)町村をいう。以下同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

- 一 重要文化財のき損のおそれがある場合には、令第 5 条第 3 項第 1 号ロ及び第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる型取り(直接実物に触れて型を取ることをいう。以下同じ。)の許可をすることができない。
- 二 都道府県若しくは指定都市等の教育委員会又は認定市町村の教育委員会が当該型取りの許可をするに当たっては、法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。
 - (一) 型取りの前に重要文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の型の処理について説明し、承諾を得ること。
 - (二) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。
 - (三) 型取りの実施は、重要文化財が保管されている場所で行うこと。
 - (四) 同一の重要文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。
 - (五) 次に掲げる重要文化財については、型取りの前に修理ないし強化処理等を行うこと。
 - ① 金属製品である重要文化財であって、次に掲げるもの
 - ア 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの
 - イ 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの
 - ② 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である重要文化財であって、次に掲げるもの
 - ア 形状が複雑なもの
 - イ 本体部に劣化が認められるもの

- ウ 本体部の表面に剥離が認められるもの
- エ 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの
- オ 接合部の劣化が認められるもの
- カ 彫刻のうち塑像
- キ 陶磁器のうち修理歴があるもの

三 この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

文化財保護法施行令第5条第3項第1号ロに掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>文化財保護法施行令第5条第3項第1号ロ及び第6条第1項第1号に掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第3項第1号ロ及び第6条第1項第1号(第5条第3項第1号ロに係るものに限る。以下同じ。)に掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県、指定都市若しくは中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会(当該都道府県又は指定都市等が文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は指定都市等の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市(特別区を含む。)町村をいう。以下同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。</p> <p>一 重要文化財のき損のおそれがある場合には、<u>令第5条第3項第1号ロ及び第6条第1項第1号</u>に掲げる型取り(直接実物に触れて型を取ることをいう。以下同じ。)の許可をすることができない。</p> <p>二 都道府県若しくは指定都市等の教育委員会又は認定市町村の教育委員会が当該型取りの許可をするに当たっては、<u>法第43条第3項</u>の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。</p> <p>(一) 型取りの前に重要文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の型の処理について説明し、承諾を得ること。</p> <p>(二) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。</p>	<p>文化財保護法施行令第5条第3項第1号ロに掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第3項第1号ロに掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。</p> <p>一 重要文化財のき損のおそれがある場合には、<u>文化財保護法施行令第5条第3項第1号ロ</u>に掲げる型取り(直接実物に触れて型を取ることをいう。以下同じ。)の許可をすることができない。</p> <p>二 都道府県又は指定都市若しくは中核市の教育委員会が当該型取りの許可をするに当たっては、<u>文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第3項</u>の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。</p> <p>(一) 型取りの前に重要文化財の所有者に対して複製品の製作の趣旨、型取りの方法及び使用後の型の処理について説明し、承諾を得ること。</p> <p>(二) 型取りに際し、技師、学芸員等の専門家の立合いを求めること。</p>

<p>(三) 型取りの実施は、重要文化財が保管されている場所で行うこと。</p> <p>(四) 同一の重要文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。</p> <p>(五) 次に掲げる重要文化財については、型取りの前に修理ないし強化処理等を行うこと。</p> <p>① 金属製品である重要文化財であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの</p> <p>イ 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの</p> <p>② 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である重要文化財であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 形状が複雑なもの</p> <p>イ 本体部に劣化が認められるもの</p> <p>ウ 本体部の表面に剥離が認められるもの</p> <p>エ 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの</p> <p>オ 接合部の劣化が認められるもの</p> <p>カ 彫刻のうち塑像</p> <p>キ 陶磁器のうち修理歴があるもの</p> <p>三 この裁定は、平成31年4月1日から適用する。</p>	<p>(三) 型取りの実施は、重要文化財が保管されている場所で行うこと。</p> <p>(四) 同一の重要文化財について、複数の複製品を必要とする場合は、同一の型より製作すること。</p> <p>(五) 次に掲げる重要文化財については、型取りの前に修理ないし強化処理等を行うこと。</p> <p>① 金属製品である重要文化財であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 表面仕上げや錆等に剥離が認められるもの</p> <p>イ 考古資料のうち錆の進行が著しく、脆弱になったもの</p> <p>② 石製品及び土製品(陶磁器を含む。)である重要文化財であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 形状が複雑なもの</p> <p>イ 本体部に劣化が認められるもの</p> <p>ウ 本体部の表面に剥離が認められるもの</p> <p>エ 表面仕上げ(顔料・釉薬等)に剥離が認められるもの</p> <p>オ 接合部の劣化が認められるもの</p> <p>カ 彫刻のうち塑像</p> <p>キ 陶磁器のうち修理歴があるもの</p> <p>(新設)</p>
--	--